

《台風時、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等
非常時における四日市市教職員研修講座の実施について》

1. 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」発表や解除の状況による研修講座の実施の有無について

- 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発表や解除の状況によって、次のように対応します。

	「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発表と解除の状況	講座実施の有無
①	午前7時まで四日市市内において、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合	実施
②	午前7時を過ぎても四日市市内に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が継続して発表されている場合	中止
③	午前7時から午前9時までの間に四日市市内に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合	中止
④	午前9時以降に県内の四日市市に「特別警報」「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合	直ちに中止

※Web会議システムを活用した双方向型研修の場合も同様とします。

※午後からの半日講座については、午前7時→午前10時半、午前9時→午後1時と読み替えます。

2. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表による研修講座の実施の有無について

- ・市の指示に従い中止とする場合があります。

3. 「弾道ミサイル発射にかかる全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達の状況による研修講座の実施の有無について

- 「弾道ミサイル発射にかかる全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達の状況によって、以下の（1）～（3）のように対応します。また、研修等の実施中にJアラートが作動した場合は、センター職員の指示に従ってください。

- （1）「日本（三重県以外）の上空を通過した場合」及び「日本の領海外の海域に落下した場合」
 - ・研修等は予定通り実施します。Jアラートによる情報を確認した上で、交通状況等の情報を収集し、安全を確認し来所してください。
- （2）「三重県の上空を通過した場合」
 - ・研修等は原則予定通り実施します。児童生徒等の不安への対応等、各学校、園等で何らかの対応が必要になることも想定されることから、研修等を受講するか否かについては、校長、園長等の指示に従ってください。
なお、研修等を欠席する場合には、主催する課に連絡してください。
- （3）「日本の領土に落下した場合」
 - ・研修等は中止します。

4. 研修講座が台風等で中止となった場合について

- ・四日市市教育センターホームページと学校掲示板に掲載します。

【問い合わせ先】 四日市市教育委員会事務局 教育支援課
研修・研究グループ 059-354-8149・8283